

トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町2-3-102  
 〒310-0015 梅善ビル2・3階  
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793  
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
<http://hiramoto-office.com/>

## 税理士の独り言

「障害」というある意味での「弱さ」が価値になるマイノリティデザインという考え方。生まれて3ヶ月ほど経った頃、息子の目が見えないという現実に「終わった」と思えたそうです。

世界ゆるスポーツ協会を立ち上げ、義足のファッショニヨーを演出したコピーライターの澤田智洋。「できないことは無理に克服しなくていい。社会のほうを変えればいい」。私の周りでも、彼の言葉に背中を押され、自分の力を注ぐ場所を見直し、一歩を踏み出す人がいます。いろいろな風景に出会い、旅を深めてほしいものです。

## 私の書棚より

○意志決定者の役割とは、そのギリギリの決断による結果に責任を負うことです。正義感はあってもリスクを取らないリーダーの下では、組織や同僚は職業使命が果たせない無為に陥るでしょう。

○プロフェッショナルならば、危機時であっても、100でも0でもないその間に、最大限の努力と知恵を振り絞って、「解」を見つけるべきです。

「誰もが人を動かせる！」  
森岡毅著 日経BP

## 税務アンテナ

□被相続人の死亡に起因して、遺族が加害者から受ける損害賠償金は、遺族の所得となります。所得税法上、非課税の規定があるため、税金はかかりません。

また、損害賠償金や財産的損害としての逸利益部分も通常、相続開始時には、その金額が確定していないため、相続税の課税対象にはなりません。

ただし、被相続人が損害賠償金を受け取ることが生存中に決まっていたが、受け取らぬうちに死亡してしまった場合には、その損害賠償金を受け取る権利として、相続税の課税対象となります。

□学資金、技術習得費用を会社が負担した場合、社員が受ける経済的利益については原則として、給与として課税されることになります。

ただし、会社の業務遂行上の必要に基づいて、社員にその職務に直接関係のある知識、技術を習得させるために負担するものであれば、その負担する費用が適正なものである限り、給与として課税されません。

このため、会社の販売業務のために常に自動車の運転をする販売関係の社員に対して、運転免許取得費用を負担する場合も、給与として課税されません。

税務に関するご質問をお受けしております。  
お気軽に問い合わせ下さい。

## 5月の税務スケジュール

10日	○4月分の源泉所得税の納付
31日	○3年3月決算法人の確定申告 ○2年9月決算法人の中間申告（予定申告） ○2年6月、9月、12月決算法人の消費税中間申告
31日	○5月決算法人の消費税各種選択届出書提出

今月の贈る言葉『大きく行き詰まれば、大きく道が開ける』 by 出光佐三